

旭川市地域リハビリテーション活動支援事業マニュアル改正 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
旭川市地域リハビリテーション活動支援事業 マニュアル  令和5年4月改正 旭川市福祉保険部長寿社会課	旭川市地域リハビリテーション活動支援事業 マニュアル  令和4年4月改正 旭川市福祉保険部長寿社会課

改正後（新）	改正前（旧）																
目次（略） 1～5（略） 6 支援の内容と使用する様式等（薬剤師編） <table data-bbox="136 483 595 735"> <tr> <td data-bbox="136 483 510 518"><通いの場の支援></td><td data-bbox="533 483 595 518">P.4</td></tr> <tr> <td data-bbox="136 555 510 590"><個別訪問支援></td><td data-bbox="533 555 595 590">P.6</td></tr> <tr> <td data-bbox="136 627 510 662"><地域ケア個別会議></td><td data-bbox="533 627 595 662">P.8</td></tr> <tr> <td data-bbox="136 699 510 734"><使用する様式等></td><td data-bbox="533 699 595 734">P.10</td></tr> </table> 	<通いの場の支援>	P.4	<個別訪問支援>	P.6	<地域ケア個別会議>	P.8	<使用する様式等>	P.10	目次（略） 1～5（略） 6 支援の内容と使用する様式等（薬剤師編） <table data-bbox="1151 483 1610 735"> <tr> <td data-bbox="1151 483 1514 518"><通いの場の支援></td><td data-bbox="1543 483 1610 518">P.4</td></tr> <tr> <td data-bbox="1151 555 1514 590"><個別訪問支援></td><td data-bbox="1543 555 1610 590">P.6</td></tr> <tr> <td data-bbox="1151 627 1514 662"><地域ケア個別会議></td><td data-bbox="1543 627 1610 662">P.8</td></tr> <tr> <td data-bbox="1151 699 1514 734"><使用する様式等></td><td data-bbox="1543 699 1610 734">P.10</td></tr> </table> 	<通いの場の支援>	P.4	<個別訪問支援>	P.6	<地域ケア個別会議>	P.8	<使用する様式等>	P.10
<通いの場の支援>	P.4																
<個別訪問支援>	P.6																
<地域ケア個別会議>	P.8																
<使用する様式等>	P.10																
<通いの場の支援>	P.4																
<個別訪問支援>	P.6																
<地域ケア個別会議>	P.8																
<使用する様式等>	P.10																

改正後（新）

改正前（旧）

<通いの場の支援>（略）

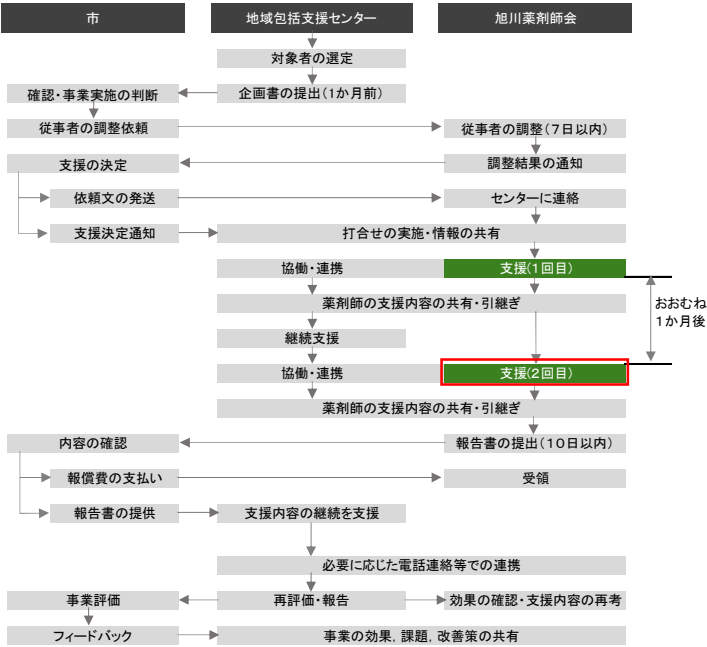
<個別訪問支援>

薬剤師が服薬に関する課題を抱える高齢者の自宅等を訪問し、対象者及びその支援者を対象として、薬剤の適切な使用を促すための支援を実施します。

(1) 概要

	実施者	支援回数	支援内容	
			(1回目)	(2回目)
服薬管理の支援	薬剤師	2回 <u>1セット</u>	評価・助言等	フォローアップ
介護支援専門員の同行訪問支援	薬剤師	<u>2回 1セット</u>		

(2) 事業の流れと役割分担(詳細は別紙3のとおり)



<通いの場の支援>（略）

<個別訪問支援>

薬剤師が服薬に関する課題を抱える高齢者の自宅等を訪問し、対象者及びその支援者を対象として、薬剤の適切な使用を促すための支援を実施します。

(1) 概要

	実施者	支援回数	支援内容	
			(1回目)	(2回目)
服薬管理の支援	薬剤師	2回	評価・助言等	フォローアップ
介護支援専門員の同行訪問支援	薬剤師	<u>1回</u>	<u>評価・支援内容等の助言</u>	

(2) 事業の流れと役割分担(詳細は別紙3のとおり)



改正後（新）	改正前（旧）
(3) 薬剤師の支援内容 ア～ウ （略） エ 助言等 対象者の課題を踏まえ、服薬に関する課題を改善するための支援を次のとおり行っ てください。 (ア) 副作用等，薬剤に関する助言 (イ) 服用方法に関する助言 (ウ) 服薬の管理方法の助言 (エ) 医師及び薬局への情報提供に係る助言 ※ 1 回目の支援で実施 オ・カ （略） (4) 使用する様式等（略） <地域ケア個別会議>（略） <使用する様式>（略）	(3) 薬剤師の支援内容 ア～ウ （略） エ 助言等 対象者の課題を踏まえ、服薬に関する課題を改善するための支援を次のとおり行っ てください。 (ア) 副作用等，薬剤に関する助言 (イ) 服用方法に関する助言 (ウ) 服薬の管理方法の助言 (エ) 医師及び薬局への情報提供に係る助言 ※ 1 回目の支援で実施 <u>CM の同行訪問支援では</u> <u>必要に応じて一部実施</u> オ・カ （略） (4) 使用する様式等（略） <地域ケア個別会議>（略） <使用する様式>（略）

改正後（新）	改正前（旧）
6 支援の内容と使用する様式等（リハビリテーション専門職編） <通いの場の支援> P.26 <個別訪問支援> P.28 <地域ケア個別会議> P.30 <体力測定マニュアル> P.32 <使用する様式等> P.40 	6 支援の内容と使用する様式等（リハビリテーション専門職編） <通いの場の支援> P.26 <個別訪問支援> P.28 <地域ケア個別会議> P.30 <体力測定マニュアル> P.32 <使用する様式等> P.40 

改正後（新）

改正前（旧）

＜通いの場の支援＞（略）

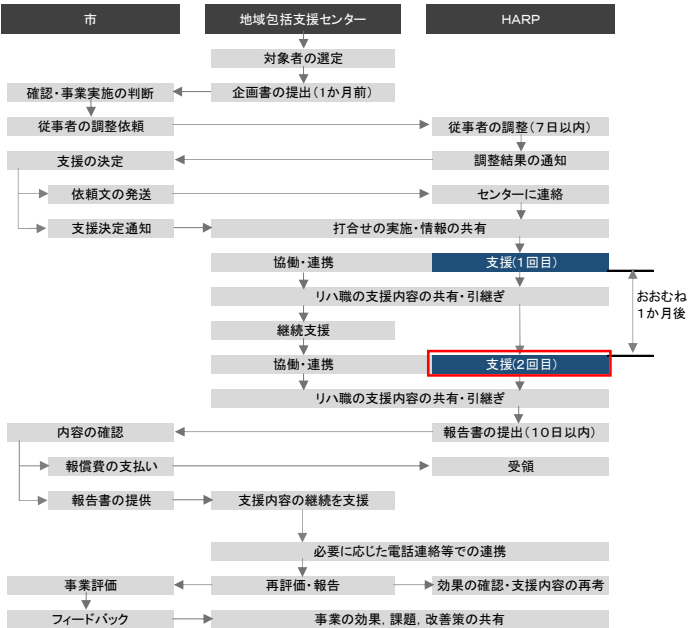
＜個別訪問支援＞

リハ職が生活課題を抱える高齢者の自宅等を訪問し、生活課題の解決のための支援を実施します。

(1) 概要

	実施者	支援回数	支援内容	
			(1回目)	(2回目)
生活課題の改善のための支援	PT・OT ST	2回1セット	評価・助言等	フォローアップ
住宅改修の支援	PT・OT ST	2回1セット		
介護支援専門員の同行訪問支援	PT・OT ST	2回1セット		

(2) 事業の流れと役割分担(詳細は別紙3のとおり)



＜通いの場の支援＞（略）

＜個別訪問支援＞

薬剤師が服薬に関する課題を抱える高齢者の自宅等を訪問し、対象者及びその支援者を対象として、薬剤の適切な使用を促すための支援を実施します。

(1) 概要

	実施者	支援回数	支援内容	
			(1回目)	(2回目)
生活課題の改善のための支援	PT・OT ST	2回1セット	評価・助言等	フォローアップ
住宅改修の支援	PT・OT ST	2回1セット		
介護支援専門員の同行訪問支援	PT・OT ST	1回		

(2) 事業の流れと役割分担(詳細は別紙3のとおり)



改正後（新）	改正前（旧）
(3) 薬剤師の支援内容 ア～ウ （略） エ 助言等 対象者の課題を踏まえ，生活課題を解決するための支援を次のとおり行ってください。 (ア) 生活上の工夫点に関する助言 (イ) 動作方法の助言 (ウ) 環境調整に関する助言 (エ) 自宅等で行える運動メニューの提案 ※ 1 回目の支援で実施 住宅改修の支援では 必要に応じて一部実施 オ・カ （略） (4) 使用する様式等（略） <地域ケア個別会議>（略） <使用する様式>（略）	(3) 薬剤師の支援内容 ア～ウ （略） エ 助言等 対象者の課題を踏まえ，生活課題を解決するための支援を次のとおり行ってください。 (ア) 生活上の工夫点に関する助言 (イ) 動作方法の助言 (ウ) 環境調整に関する助言 (エ) 自宅等で行える運動メニューの提案 ※ 1 回目の支援で実施 住宅改修の支援及び <u>CM の同行訪問支援</u>では 必要に応じて一部実施 オ・カ （略） (4) 使用する様式等（略） <地域ケア個別会議>（略） <使用する様式>（略）

改正後（新）	改正前（旧）																
6 支援の内容と使用する様式等（管理栄養士・栄養士編） <table data-bbox="96 343 1111 614"><tr><td data-bbox="96 343 492 391"><通いの場の支援></td><td data-bbox="492 343 1111 391">P.72</td></tr><tr><td data-bbox="96 406 492 454"><個別訪問支援></td><td data-bbox="492 406 1111 454">P.74</td></tr><tr><td data-bbox="96 470 492 518"><地域ケア個別会議></td><td data-bbox="492 470 1111 518">P.76</td></tr><tr><td data-bbox="96 534 492 582"><使用する様式等></td><td data-bbox="492 534 1111 582">P.78</td></tr></table> 	<通いの場の支援>	P.72	<個別訪問支援>	P.74	<地域ケア個別会議>	P.76	<使用する様式等>	P.78	6 支援の内容と使用する様式等（管理栄養士・栄養士編） <table data-bbox="1111 343 2148 614"><tr><td data-bbox="1111 343 1500 391"><通いの場の支援></td><td data-bbox="1500 343 2148 391">P.72</td></tr><tr><td data-bbox="1111 406 1500 454"><個別訪問支援></td><td data-bbox="1500 406 2148 454">P.74</td></tr><tr><td data-bbox="1111 470 1500 518"><地域ケア個別会議></td><td data-bbox="1500 470 2148 518">P.76</td></tr><tr><td data-bbox="1111 534 1500 582"><使用する様式等></td><td data-bbox="1500 534 2148 582">P.78</td></tr></table> 	<通いの場の支援>	P.72	<個別訪問支援>	P.74	<地域ケア個別会議>	P.76	<使用する様式等>	P.78
<通いの場の支援>	P.72																
<個別訪問支援>	P.74																
<地域ケア個別会議>	P.76																
<使用する様式等>	P.78																
<通いの場の支援>	P.72																
<個別訪問支援>	P.74																
<地域ケア個別会議>	P.76																
<使用する様式等>	P.78																

改正後（新）

改正前（旧）

＜通いの場の支援＞（略）

＜個別訪問支援＞

栄養士が栄養状態の課題を抱える高齢者の自宅等を訪問し、対象者及びその支援者を対象として、栄養状態を改善するための支援を実施します。

＜通いの場の支援＞（略）

＜個別訪問支援＞

薬剤師が服薬に関する課題を抱える高齢者の自宅等を訪問し、対象者及びその支援者を対象として、薬剤の適切な使用を促すための支援を実施します。

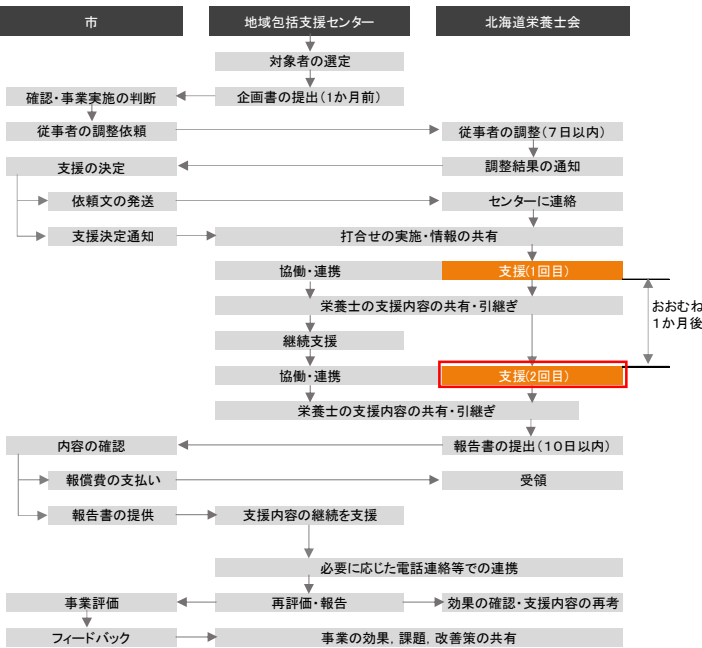
(1) 概要

	実施者	支援回数	支援内容	
			(1回目)	(2回目)
栄養状態の改善のための支援	管理栄養士 栄養士	2回 <u>1セット</u>	評価・助言等	フォローアップ
介護支援専門員の同行訪問支援	管理栄養士 栄養士	<u>2回1セット</u>		

(1) 概要

	実施者	支援回数	支援内容	
			(1回目)	(2回目)
栄養状態の改善のための支援	管理栄養士 栄養士	2回	評価・助言等	フォローアップ
介護支援専門員の同行訪問支援	薬剤師	<u>1回</u>	<u>評価・支援内容等の助言</u>	

(2) 事業の流れと役割分担（詳細は別紙3のとおり）



(2) 事業の流れと役割分担（詳細は別紙3のとおり）



改正後（新）	改正前（旧）
(3) 栄養士の支援内容 ア～ウ （略） エ 助言等 対象者の課題を踏まえ、栄養状態を改善するための支援を次のとおり行ってください。 (ア) 食品についての助言 (イ) 食事の時間・回数についての助言 (ウ) 摂取量についての助言 (エ) 食形態及び調理方法についての助言 ※ 1 回目の支援で実施 オ・カ （略） (4) 使用する様式等（略） <地域ケア個別会議> （略） <使用する様式> （略）	(3) 栄養士の支援内容 ア～ウ （略） エ 助言等 対象者の課題を踏まえ、栄養状態を改善するための支援を次のとおり行ってください。 (ア) 食品についての助言 (イ) 食事の時間・回数についての助言 (ウ) 摂取量についての助言 (エ) 食形態及び調理方法についての助言 ※ 1 回目の支援で実施 <u>CM の同行訪問支援では</u> <u>必要に応じて一部実施</u> オ・カ （略） (4) 使用する様式等（略） <地域ケア個別会議> （略） <使用する様式> （略）

改正後（新）	改正前（旧）																
6 支援の内容と使用する様式（歯科衛生士編） <table data-bbox="96 343 1111 614"><tr><td data-bbox="96 343 492 391"><通いの場の支援></td><td data-bbox="492 343 1111 391">P.94</td></tr><tr><td data-bbox="96 406 492 454"><個別訪問支援></td><td data-bbox="492 406 1111 454">P.96</td></tr><tr><td data-bbox="96 470 492 518"><地域ケア個別会議></td><td data-bbox="492 470 1111 518">P.98</td></tr><tr><td data-bbox="96 534 492 582"><使用する様式等></td><td data-bbox="492 534 1111 582">P.100</td></tr></table> 	<通いの場の支援>	P.94	<個別訪問支援>	P.96	<地域ケア個別会議>	P.98	<使用する様式等>	P.100	6 支援の内容と使用する様式（歯科衛生士編） <table data-bbox="1111 343 2148 614"><tr><td data-bbox="1111 343 1507 391"><通いの場の支援></td><td data-bbox="1507 343 2148 391">P.94</td></tr><tr><td data-bbox="1111 406 1507 454"><個別訪問支援></td><td data-bbox="1507 406 2148 454">P.96</td></tr><tr><td data-bbox="1111 470 1507 518"><地域ケア個別会議></td><td data-bbox="1507 470 2148 518">P.98</td></tr><tr><td data-bbox="1111 534 1507 582"><使用する様式等></td><td data-bbox="1507 534 2148 582">P.100</td></tr></table> 	<通いの場の支援>	P.94	<個別訪問支援>	P.96	<地域ケア個別会議>	P.98	<使用する様式等>	P.100
<通いの場の支援>	P.94																
<個別訪問支援>	P.96																
<地域ケア個別会議>	P.98																
<使用する様式等>	P.100																
<通いの場の支援>	P.94																
<個別訪問支援>	P.96																
<地域ケア個別会議>	P.98																
<使用する様式等>	P.100																

改正後（新）

改正前（旧）

<通いの場の支援>（略）

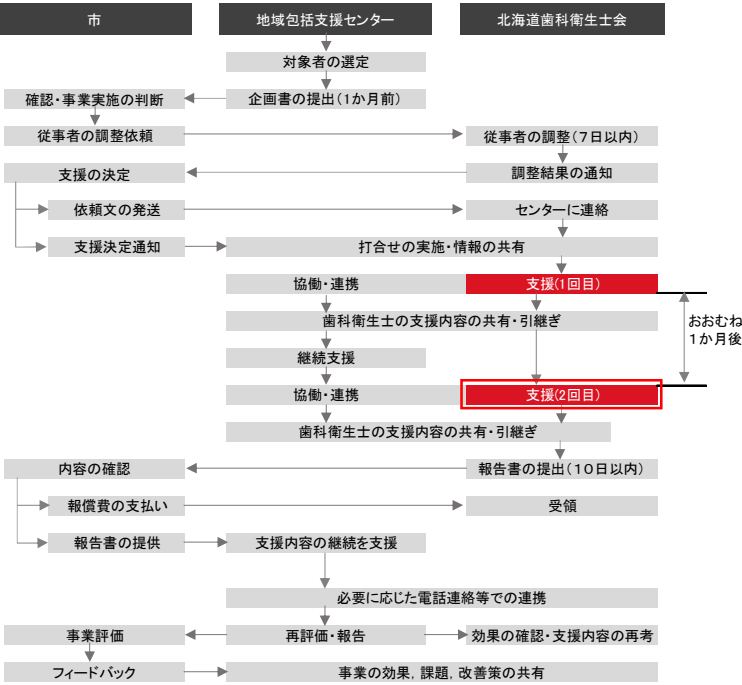
<個別訪問支援>

歯科衛生士が口腔機能の課題を抱える高齢者の自宅等を訪問し、対象者及びその支援者を対象として、口腔機能を改善するための支援を実施します。

(1) 概要

	実施者	支援回数	支援内容	
			(1 回目)	(2 回目)
口腔機能の改善のための支援	歯科衛生士	2 回 <u>1 セット</u>	評価・助言等	フォローアップ
介護支援専門員の同行訪問支援	歯科衛生士	<u>2 回 1 セット</u>		

(2) 事業の流れと役割分担（詳細は別紙3のとおり）



<通いの場の支援>（略）

<個別訪問支援>

歯科衛生士が口腔機能の課題を抱える高齢者の自宅等を訪問し、対象者及びその支援者を対象として、口腔機能を改善するための支援を実施します。

(1) 概要

	実施者	支援回数	支援内容	
			(1 回目)	(2 回目)
口腔機能の改善のための支援	歯科衛生士	2 回	評価・助言等	フォローアップ
介護支援専門員の同行訪問支援	歯科衛生士	<u>1 回</u>	<u>評価・支援内容等の助言</u>	

(2) 事業の流れと役割分担（詳細は別紙3のとおり）



改正後（新）	改正前（旧）
(3) 薬剤師の支援内容 ア～ウ （略） エ 助言等 対象者の課題を踏まえ，服薬に関する課題を改善するための支援を次のとおり行ってください。 (ｱ) 口腔ケアの助言 (ｲ) 口腔機能向上のための機能訓練の提案 (ｳ) 食べ方の工夫の助言 】 ※ 1 回目の支援で実施 オ・カ （略） (4) 使用する様式等（略） ＜地域ケア個別会議＞（略） ＜使用する様式＞（略） 7～12（略）	(3) 薬剤師の支援内容 ア～ウ （略） エ 助言等 対象者の課題を踏まえ，服薬に関する課題を改善するための支援を次のとおり行ってください。 (ｱ) 口腔ケアの助言 (ｲ) 口腔機能向上のための機能訓練の提案 (ｳ) 食べ方の工夫の助言 】 ※ 1 回目の支援で実施 オ・カ （略） (4) 使用する様式等（略） ＜地域ケア個別会議＞（略） ＜使用する様式＞（略） 7～12（略）

改正後（新）

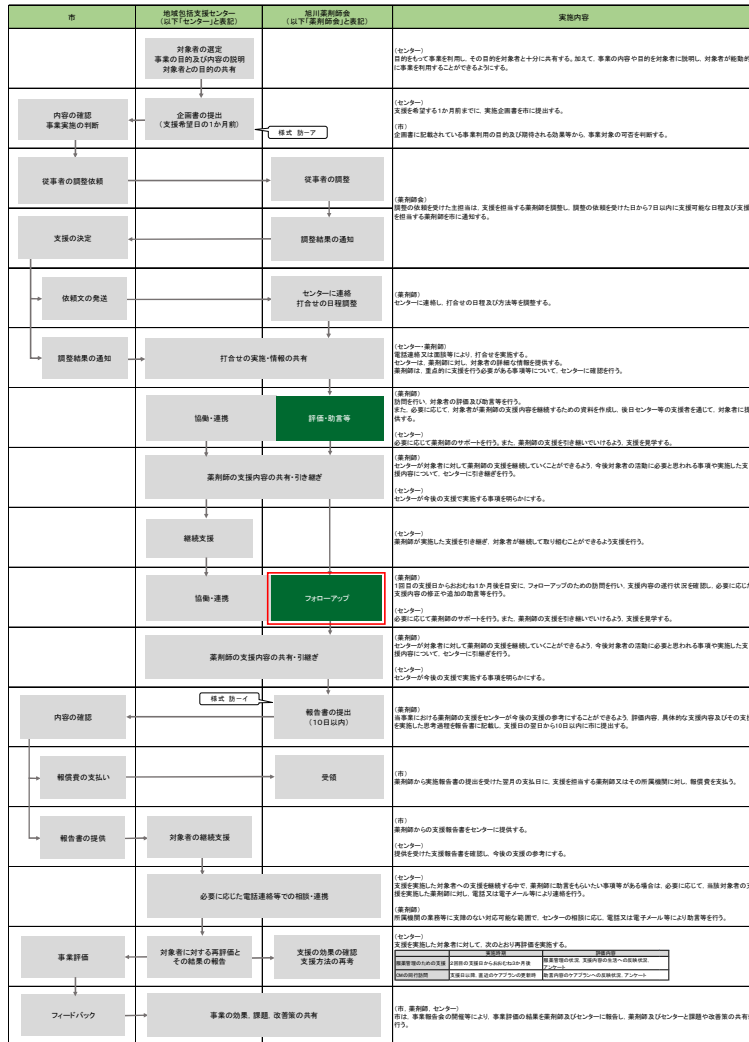
別紙 1

別紙 2

（略）

別紙 3

＜個別訪問支援＞ 事業の流れと役割分担（薬剤師）



改正前（旧）

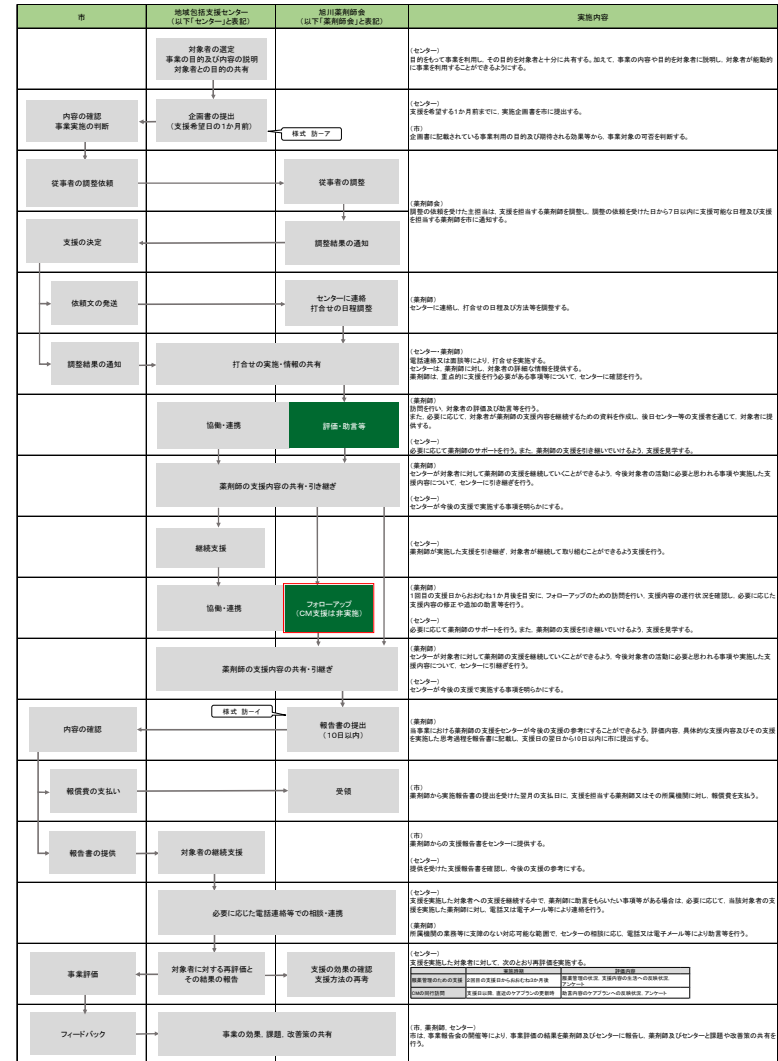
別紙 4

別紙 5

（略）

別紙 3

＜個別訪問支援＞ 事業の流れと役割分担（薬剤師）



改正後（新）

別紙 4

別紙 5

（略）

別紙 6

<個別訪問支援> 事業の流れと役割分担（リハビリテーション専門職）

市	地域包括支援センター （以下「センター」と表記）	北海道リハビリテーション専門職協会 （以下「HARPP」と表記）	実施内容
	対象者の選定 事業の目的及び内容の説明 対象者との目的の共有		〔センター〕 目的をもって事業を利用し、その目的を対象者と十分に共有する。加えて、事業の内容や目的を対象者に説明し、対象者が能動的に事業を利用することができるようにする。
内容の確認 事業実施の判断	企画書の提出 （支援希望日の1か月前）	様式 第1-A	〔センター〕 支援を希望する1か月前までに、実施企画書を市に提出する。 〔市〕 企画書に記述されている事業利用の目的及び期待される効果等から、事業対象の可否を判断する。
従事者の調整依頼			〔HARPP〕 調整の結果を受けた主治医は、支援を担当するリハ職を調整し、調整の結果を受けた日から7日以内に支援可能な日程及び支援を担当するリハ職名等に通知する。 なお、主治医は、圏域内での調整が困難な場合は、地区長に連絡し、地区長は市内全域での調整を行う。
支援の決定			調整結果の通知
依頼文の発送			〔リハ職〕 センターに連絡し、打ち合せの日程及び方法を調整する。
調整結果の通知	打ち合せの実施・情報の共有		〔センター・リハ職〕 調整結果又は調整等により、打ち合せを実施する。 センターは、リハ職に対し、対象者の詳細な情報を提供する。 リハ職は、必要に応じて支援を行う必要のある事項等について、センターに確認を行う。
	協働・連携	評価・助言等	〔リハ職〕 調整等により、対象者の評価及び助言等を行う。 また、必要に応じて、対象者がリハ職の支援内容を継続するための資料を作成し、後日センター等の支援者を通じて、対象者に提供する。 〔センター〕 必要に応じてリハ職のサポートを行う。また、リハ職の支援を引き継いでいるよう、支援を確保する。
	リハ職の支援内容の共有・引き継ぎ		〔リハ職〕 センターが対象者に対してリハ職の支援を継続していくことができるよう、今後対象者の活動に必要なと思われる事項や実施した支援内容について、センターに引き継ぎを行う。 〔センター〕 センターが今後の支援で実施する事項を明らかにする。
	継続支援		〔センター〕 リハ職が実施した支援を引き継ぎ、対象者が継続して取り組むことができるよう支援を行う。
	協働・連携	フォローアップ	〔リハ職〕 最初の支援日からおおむね1か月後を目安に、フォローアップのための訪問を行い、支援内容の進捗状況を確認し、必要に応じた支援内容の修正や追加の助言等を行う。 〔センター〕 必要に応じてリハ職のサポートを行う。また、リハ職の支援を引き継いでいるよう、支援を確保する。
	リハ職の支援内容の共有・引き継ぎ		〔リハ職〕 センターが対象者に対してリハ職の支援を継続していくことができるよう、今後対象者の活動に必要なと思われる事項や実施した支援内容について、センターに引き継ぎを行う。 〔センター〕 センターが今後の支援で実施する事項を明らかにする。
内容の確認	様式 第1-B	報告書の提出 （10日以内）	〔リハ職〕 毎事業におけるリハ職の支援をセンターが今後の支援の参考にすることができるよう、評価内容、具体的な支援内容及びその支援を実施した効果・課題等を報告書に記述し、支援日の翌日から10日以内に市に提出する。
報告書の支払い		受領	〔市〕 リハ職から実施報告書の提出を受けた翌月の支払日に、支援を担当するリハ職又はその所属機関に対し、報告費を支払う。
報告書の提供	対象者の継続支援		〔市〕 リハ職からの支援報告書をセンターに提供する。 〔センター〕 提供を受けた支援報告書を参照し、今後の支援の参考にする。
	必要に応じて電話連絡等での相談・連携		〔センター〕 対象者に対する支援を継続する中で、リハ職に助言を求めない事項等がある場合は、必要に応じて、当該対象者の支援を実施したリハ職に対し、電話又は電子メール等により連携を行う。 〔リハ職〕 所属機関の業務等に支障のない対応可能な範囲で、センターの相談に応じ、電話又は電子メール等により助言等を行う。
事業評価	対象者に対する再評価と その結果の報告	支援の効果の確認 支援方法の再考	〔センター〕 支援を実施した対象者に対して、次のとおり再評価を実施する。
フィードバック	事業の効果、課題、改善策の共有		〔市〕 再評価の結果、支援の継続が必要と判断された場合は、必要に応じて、当該対象者の支援を実施したリハ職に対し、電話又は電子メール等により連携を行う。 〔リハ職〕 所属機関の業務等に支障のない対応可能な範囲で、センターの相談に応じ、電話又は電子メール等により助言等を行う。

改正前（旧）

別紙 4

別紙 5

（略）

別紙 6

<個別訪問支援> 事業の流れと役割分担（リハビリテーション専門職）

市	地域包括支援センター （以下「センター」と表記）	北海道リハビリテーション専門職協会 （以下「HARPP」と表記）	実施内容
	対象者の選定 事業の目的及び内容の説明 対象者との目的の共有		〔センター〕 目的をもって事業を利用し、その目的を対象者と十分に共有する。加えて、事業の内容や目的を対象者に説明し、対象者が能動的に事業を利用することができるようにする。
内容の確認 事業実施の判断	企画書の提出 （支援希望日の1か月前）	様式 第1-A	〔センター〕 支援を希望する1か月前までに、実施企画書を市に提出する。 〔市〕 企画書に記述されている事業利用の目的及び期待される効果等から、事業対象の可否を判断する。
従事者の調整依頼			〔HARPP〕 調整の結果を受けた主治医は、支援を担当するリハ職を調整し、調整の結果を受けた日から7日以内に支援可能な日程及び支援を担当するリハ職名等に通知する。 なお、主治医は、圏域内での調整が困難な場合は、地区長に連絡し、地区長は市内全域での調整を行う。
支援の決定			調整結果の通知
依頼文の発送			〔リハ職〕 センターに連絡し、打ち合せの日程及び方法を調整する。
調整結果の通知	打ち合せの実施・情報の共有		〔センター・リハ職〕 調整結果又は調整等により、打ち合せを実施する。 センターは、リハ職に対し、対象者の詳細な情報を提供する。 リハ職は、必要に応じて支援を行う必要のある事項等について、センターに確認を行う。
	協働・連携	評価・助言等	〔リハ職〕 調整等により、対象者の評価及び助言等を行う。 また、必要に応じて、対象者がリハ職の支援内容を継続するための資料を作成し、後日センター等の支援者を通じて、対象者に提供する。 〔センター〕 必要に応じてリハ職のサポートを行う。また、リハ職の支援を引き継いでいるよう、支援を確保する。
	リハ職の支援内容の共有・引き継ぎ		〔リハ職〕 センターが対象者に対してリハ職の支援を継続していくことができるよう、今後対象者の活動に必要なと思われる事項や実施した支援内容について、センターに引き継ぎを行う。 〔センター〕 センターが今後の支援で実施する事項を明らかにする。
	継続支援		〔センター〕 リハ職が実施した支援を引き継ぎ、対象者が継続して取り組むことができるよう支援を行う。
	協働・連携	フォローアップ （DM又は来庁実施）	〔リハ職〕 最初の支援日からおおむね1か月後を目安に、フォローアップのための訪問を行い、支援内容の進捗状況を確認し、必要に応じた支援内容の修正や追加の助言等を行う。 〔センター〕 必要に応じてリハ職のサポートを行う。また、リハ職の支援を引き継いでいるよう、支援を確保する。
	リハ職の支援内容の共有・引き継ぎ		〔リハ職〕 センターが対象者に対してリハ職の支援を継続していくことができるよう、今後対象者の活動に必要なと思われる事項や実施した支援内容について、センターに引き継ぎを行う。 〔センター〕 センターが今後の支援で実施する事項を明らかにする。
内容の確認	様式 第1-B	報告書の提出 （10日以内）	〔リハ職〕 毎事業におけるリハ職の支援をセンターが今後の支援の参考にすることができるよう、評価内容、具体的な支援内容及びその支援を実施した効果・課題等を報告書に記述し、支援日の翌日から10日以内に市に提出する。
報告書の支払い		受領	〔市〕 リハ職から実施報告書の提出を受けた翌月の支払日に、支援を担当するリハ職又はその所属機関に対し、報告費を支払う。
報告書の提供	対象者の継続支援		〔市〕 リハ職からの支援報告書をセンターに提供する。 〔センター〕 提供を受けた支援報告書を参照し、今後の支援の参考にする。
	必要に応じて電話連絡等での相談・連携		〔センター〕 対象者に対する支援を継続する中で、リハ職に助言を求めない事項等がある場合は、必要に応じて、当該対象者の支援を実施したリハ職に対し、電話又は電子メール等により連携を行う。 〔リハ職〕 所属機関の業務等に支障のない対応可能な範囲で、センターの相談に応じ、電話又は電子メール等により助言等を行う。
事業評価	対象者に対する再評価と その結果の報告	支援の効果の確認 支援方法の再考	〔センター〕 支援を実施した対象者に対して、次のとおり再評価を実施する。
フィードバック	事業の効果、課題、改善策の共有		〔市〕 再評価の結果、支援の継続が必要と判断された場合は、必要に応じて、当該対象者の支援を実施したリハ職に対し、電話又は電子メール等により連携を行う。 〔リハ職〕 所属機関の業務等に支障のない対応可能な範囲で、センターの相談に応じ、電話又は電子メール等により助言等を行う。

改正後（新）

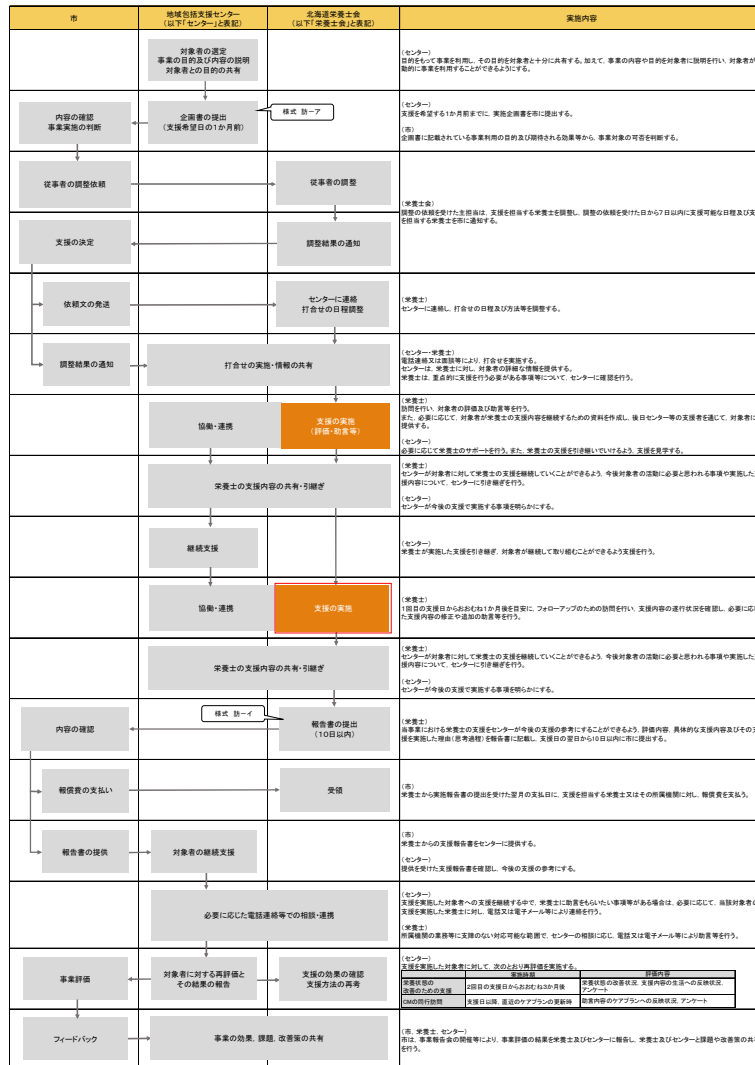
別紙 7

別紙 8

（略）

別紙 9

<個別訪問支援>事業の流れと役割分担（管理栄養士・栄養士）



改正前（旧）

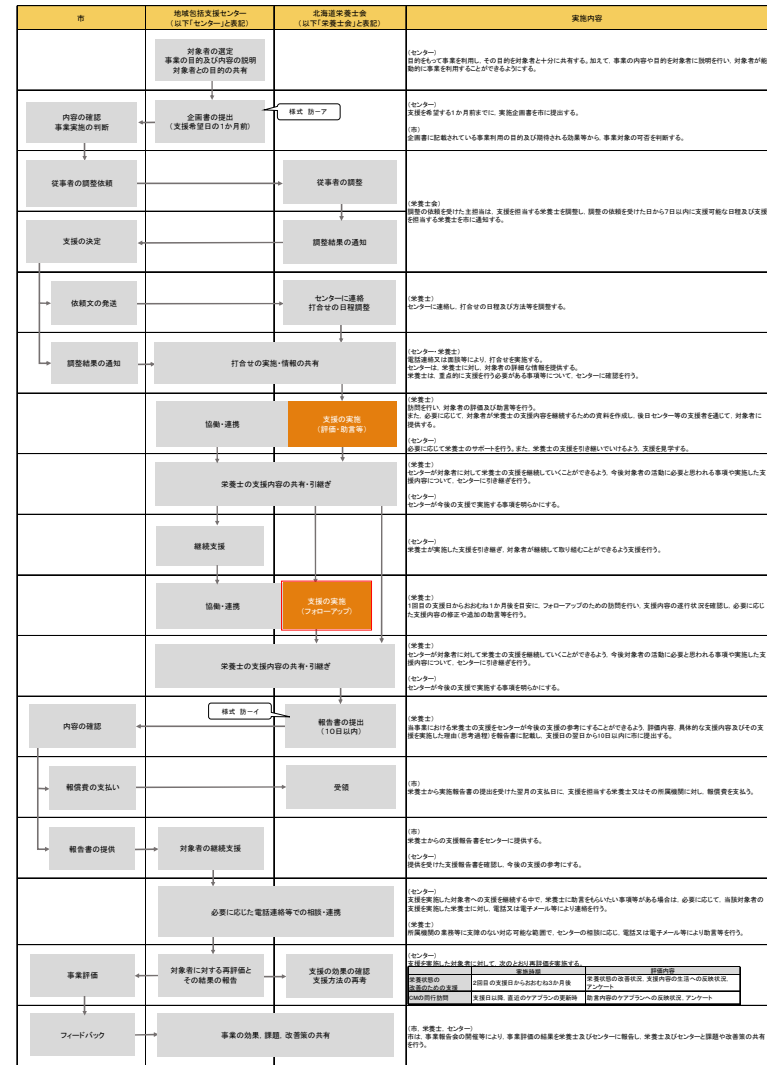
別紙 7

別紙 8

（略）

別紙 9

<個別訪問支援>事業の流れと役割分担（管理栄養士・栄養士）



改正後（新）

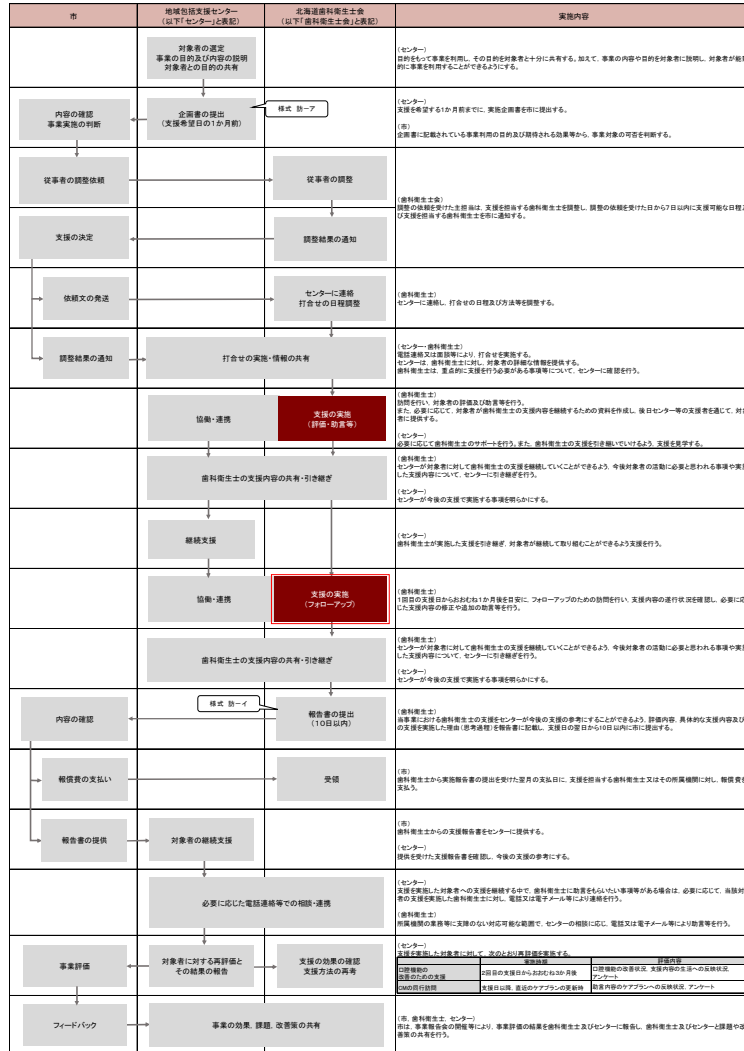
別紙 1 0

別紙 1 1

（略）

別紙 1 2

＜個別訪問支援＞事業の流れと役割分担（歯科衛生士）



改正前（旧）

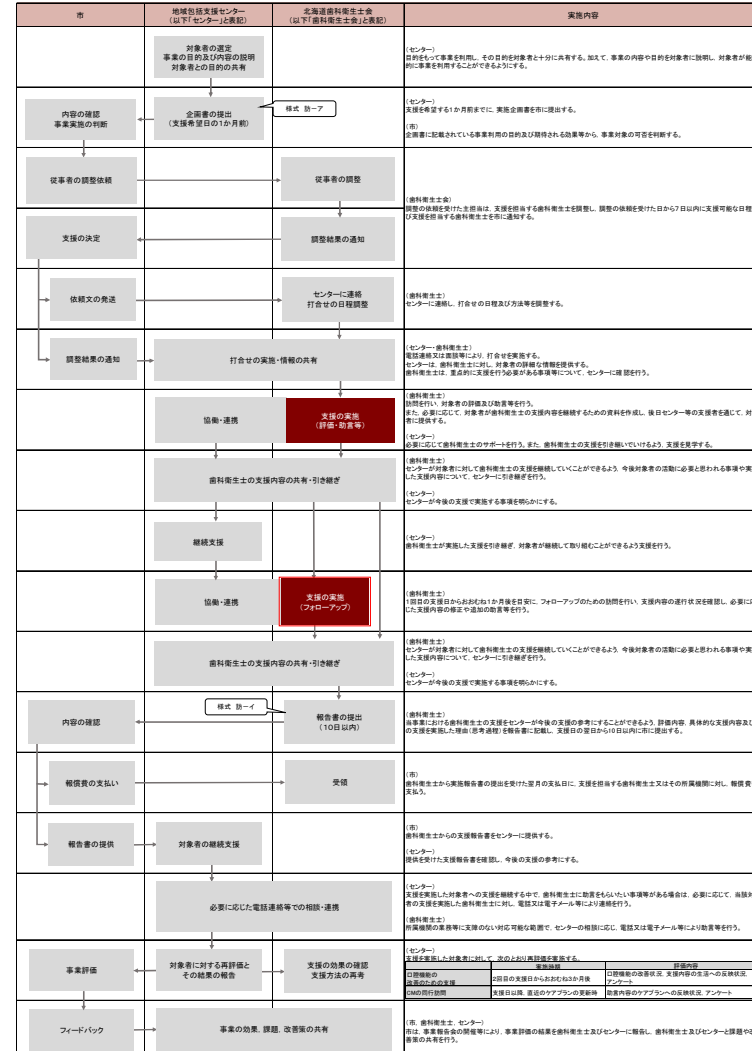
別紙 1 0

別紙 1 1

（略）

別紙 1 2

＜個別訪問支援＞事業の流れと役割分担（歯科衛生士）



改正後（新）	改正前（旧）
別紙 1 3 ， 別紙 1 4 （略）	別紙 1 3 ， 別紙 1 4 （略）